稲作農業の体質強化総合対策事業補助金交付等要綱

制 定 令和 5 年 3 月 31 日付け 4 農産第5422号 一部改正 令和 6 年 4 月 1 日付け 5 農産第5087号 農林水産事務次官依命通知

(趣旨)

第1 人口減少や高齢化、食習慣の多様化等の影響により主食用米の需要が減少する中で、肥料や燃油等の生産資材価格の高騰が稲作農業経営に深刻な影響を及ぼしている。このような情勢の中、今後、輸出等の新たな需要に的確に対応しつつ、農業者の所得確保をはじめ、稲作農業の体質強化を図っていくことが重要である。

米の生産コスト低減を広域的に推進するためには、産地内外の様々な先進事例や 各種コスト低減技術の実証成果等を踏まえつつ、産地の関係者が一体となり、それ ぞれの産地の現状や実態に即した計画的な取組を進めることが必要である。

また、「規制改革実施計画」(令和2年7月17日閣議決定)を踏まえ、米の付加価値向上や流通の合理化に向けて、農業者の所得向上に資する生産から消費に至るまでの情報を連携する取組を進めることが必要である。

このため、稲作農業の体質強化総合対策事業では、農業者や農業者団体、地方自治体等の関係者が連携して行う米の生産コスト低減の取組や、スマート・オコメ・チェーンを活用した米の付加価値向上・流通合理化モデルの創出に向けた取組を総合的に支援することとする。

(通則)

第2 稲作農業の体質強化総合対策事業補助金(以下「補助金」という。)の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律179号。以下「適正化法」という。)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。)、農林畜水産業関係補助金等交付規則(昭和31年農林省令第18号。以下「交付規則」という。)、予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成12年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから地方農政局長に委任した件(平成12年6月23日農林水産省告示第899号)、予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成18年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから北海道農政事務所長に委任した件(平成18年6月20日農林水産省告示第881号)及び予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成12年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから沖縄総合事務局長に委任した件(平成12年6月23日農林水産省告示第900号)の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

第3 補助金は、農業者や農業者団体、地方自治体等の関係者が連携して行う米の生産 コスト低減の取組や、スマート・オコメ・チェーンを活用した米の付加価値向上・ 流通合理化モデルの創出に向けた取組を総合的に支援することを目的とする。

(事業の内容)

- 第4 本事業において実施する事業の内容については、次の各号に掲げるものとし、 補助事業者及び事業実施主体は、別表に掲げるとおりとする。
 - (1) 米の超低コスト生産支援

ア 米の超低コスト産地化に向けた取組への補助

補助事業者は、事業実施主体が実施する生産コストの現状分析、課題抽出、低減対策の検討、その実証及び普及等に向けた取組に対して補助を行う。

イ 推進事務への補助

補助事業者が行う事業実施主体による補助事業の実施を推進する事務に対して補助を行う。

ウ 成果普及活動への補助

補助事業者が実施する事業成果の普及に関する取組に対して補助を行う。

(2) 米の付加価値向上・流通合理化支援

補助事業者が実施する食味や品質等の情報を活用した米の付加価値向上、流通合理化のモデル創出に資する実証や調査等に関する取組に対して補助を行う。

(交付の対象及び補助率)

- 第5 農林水産大臣(以下「大臣」という。)は、補助事業者が行う第4に掲げる稲作農業の体質強化総合対策事業(以下「補助事業」という。)を実施するために必要な経費のうち、補助金交付の対象として大臣が認める経費(以下「補助対象経費」という。)について、予算の範囲内で補助金を交付する。
 - 2 補助対象経費の区分及びこれに対する補助率は、別表に定めるところによる。

(流用の禁止)

第6 別表の区分の欄に掲げる1の(1)から(3)まで及び2の事業における経費 の欄に掲げる経費の相互間における流用をしてはならない。

(事業実施計画の提出)

第7 事業実施計画の提出に当たっての手続は、農林水産省農産局長(以下「農産局長」という。)が別に定めるところによるものとする。

(申請手続)

- 第8 交付規則第2条の大臣が別に定める申請書類に関する事項は、別記様式第1号による交付申請書のとおりとし、補助金の交付を受けようとする者は、交付申請書を別表の区分の欄に掲げるそれぞれの事業の区分に従って交付決定者の欄に掲げる大臣又は地方農政局長等(補助事業者の主たる事務所が北海道に所在する場合にあっては北海道農政事務所長、補助事業者の主たる事務所が沖縄県に所在する場合にあっては内閣府沖縄総合事務局長、補助事業者の主たる事務所がその他の都府県に所在する場合にあっては所在地を管轄する地方農政局長をいう。以下同じ。)(以下「交付決定者」という。)に提出しなければならない。
 - 2 補助金の交付を受けようとする者は、前項の申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

(交付申請書の提出期限)

第9 交付規則第2条の大臣が別に定める交付申請書の提出期限は、農産局長又は地 方農政局長等が別に通知する日までとする。

(交付決定の通知)

- 第10 交付決定者は、第8第1項の規定による交付申請書の提出があったときは、審査の上、補助金を交付すべきものと認めたときは速やかに交付決定を行い、補助事業者に対しその旨を通知するものとする。
 - 2 第8第1項の規定による交付申請書が到達してから当該申請に係る前項の規定 による交付決定の通知を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、1月とする。

(申請の取下げ)

第11 補助事業者は、第8第1項の規定による交付申請を取り下げようとするときは、第10第1項の規定による交付決定の通知を受けた日から起算して15日以内にその旨を記載した取下書を交付決定者に提出しなければならない。

(契約等)

第12 補助事業者は、補助事業の一部を第三者に委託する場合は、交付決定者にあら

かじめ届け出なければならない。

- 2 補助事業者は、補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、補助事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不適当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。
- 3 補助事業者は、前項の契約をしようとする場合は、当該契約に係る入札又は見積り合せ(以下「入札等」という。)に参加しようとする者に対し、別記様式第2号による契約に係る指名停止等に関する申立書の提出を求めることとし、当該申立書の提出のない者については、入札等に参加させてはならない。

(事業実施状況の報告)

- 第13 補助事業者は、農産局長が別に定めるところにより、事業実施状況をとりまとめ、農産局長又は地方農政局長等に報告するものとする。
 - 2 国は、事業の実施効果など補助事業の実施に必要な事項に関する調査を行うと ともに、その内容を公表することができるものとする。

(債権譲渡の禁止)

第14 補助事業者は、第10第1項の規定による交付決定の通知によって生じる権利及 び義務の全部又は一部を、交付決定者の承諾を得ずに、第三者に譲渡し、又は承 継させてはならない。

(計画変更、中止又は廃止の承認)

- 第15 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ別記様式第 3号による変更等承認申請書を交付決定者に提出し、その承認を受けなければな らない。
 - (1)補助対象経費の区分ごとの配分された額を変更しようとするとき。ただし、第16に規定する軽微な変更を除き、補助金額の増額を伴う変更を含む。
 - (2)補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、第16に規定する軽微な変更を除く。
 - (3) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。
 - 2 補助事業者は、前項各号に定める場合のほか、補助金額の減額を伴う変更をしようとするときは、前項の規定に準じて交付決定者の承認を受けることができる。
 - 3 交付決定者は、前2項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

(軽微な変更)

第16 交付規則第3条第1号イ及びロの大臣が別に定める軽微な変更は、別表の重要な変更の欄に掲げるもの以外のものとする。

(事業遅延の届出)

- 第17 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに別記様式第4号による遅延届出書を交付決定者に提出し、その指示を受けなければならない。
 - 2 前項の場合のうち、歳出予算の繰越しを必要とする場合においては、必要事項 を記載した繰越承認申請書の提出をもって同項の届出書の提出に代えることがで きる。

(状況報告)

- 第18 補助事業者は、補助事業の交付決定に係る年度の12月31日現在において、別記様式第5号により事業遂行状況報告書を作成し、当該年度の1月31日までに、交付決定者に提出しなければならない。ただし、別記様式第6号により概算払請求書を提出した場合は、これをもって事業遂行状況報告に代えることができるものとする。
 - 2 前項の規定による報告のほか、交付決定者は、事業の円滑な執行を図るために 必要があると認めるときは、補助事業者に対して当該補助事業の遂行状況につい て報告を求めることができる。

(概算払)

第19 補助事業者は、補助金の全部又は一部について概算払を受けようとする場合には、別記様式第6号の概算払請求書を交付決定者及び官署支出官(農林水産省にあっては大臣官房予算課経理調査官、北海道農政事務所及び北陸・東海・近畿・中国四国農政局にあっては総務管理官、東北・関東・九州農政局及び内閣府沖縄総合事務局にあっては総務部長をいう。)に提出しなければならない。

なお、概算払は、予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第58条ただし書の規定に基づく財務大臣との協議が調った日以降に、協議が調った範囲で行うものとする。

2 補助事業者は、概算払により間接補助事業に係る補助金の交付を受けた場合に おいては、当該概算払を受けた補助金の額を遅滞なく事業実施主体に交付しなけ ればならない。

(実績報告)

第20 交付規則第6条第1項の別に定める実績報告書は、別記様式第7号のとおりと

- し、補助事業者は、補助事業が完了したとき(第15第1項の規定による廃止の承認があったときを含む。以下同じ。)は、その日から1月を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、実績報告書を交付決定者に提出しなければならない。
- 2 補助事業者は、補助事業の実施期間内において、国の会計年度が終了したときは、翌年度の4月30日までに別記様式第8号により作成した年度終了実績報告書を交付決定者に提出しなければならない。
- 3 第8第2項ただし書の規定により交付の申請をした補助事業者は、第1項の実 績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らか である場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
- 4 第8第2項ただし書の規定により交付の申請をした補助事業者は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額(前項の規定により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を別記様式第9号の消費税仕入控除税額報告書により速やかに交付決定者に報告するとともに、交付決定者による返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

また、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について、補助金の額の確定のあった日の翌年6月30日までに、同様式により交付決定者に報告しなければならない。

(補助金の額の確定等)

- 第21 交付決定者は、第20第1項の規定による報告を受けた場合には、実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。
 - 2 交付決定者は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、 既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の 返還を命ずるものとする。
 - 3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(額の再確定)

第22 補助事業者は、第21第1項の規定による額の確定通知を受けた後において、補助事業に関し、違約金、返還金、保険料その他の補助金に代わる収入があったこと等により補助事業に要した経費を減額すべき事情がある場合は、交付決定者に対し当該経費を減額して作成した実績報告書を第20第1項の規定に準じて提出す

るものとする。

- 2 交付決定者は、前項の規定に基づき実績報告書の提出を受けた場合は、第21第 1項の規定に準じて改めて額の確定を行うものとする。
- 3 第21第2項及び第3項の規定は、前項の場合に準用する。

(交付決定の取消等)

- 第23 交付決定者は、第15第1項第3号の規定による補助事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次に掲げる場合には、第10第1項の規定による交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。
 - (1)補助事業者が、法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく交付決定者の処分若しくは指示に違反した場合
 - (2) 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
 - (3)補助事業者が、補助事業に関して、不正、事務手続の遅延、その他不適当な行為をした場合
 - (4) 事業実施主体が、間接補助事業の実施に関し法令に違反した場合
 - (5) 事業実施主体が、間接補助金を間接補助事業以外の用途に使用した場合
 - (6) 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
 - 2 交付決定者は、前項の規定による取消しをした場合において、既に当該取消し に係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の 全部又は一部の返還を命ずるものとする。
 - 3 交付決定者は、第1項第1号から第3号までの規定による取消しをした場合に おいて、前項の返還を命ずるときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付 の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を 併せて命ずるものとする。
 - 4 第2項の規定による補助金の返還及び前項の加算金の納付については、第21第 3項の規定を準用する。

(補助金の経理)

- 第24 補助事業者は、補助事業についての帳簿を備え、他の経理と区分して補助事業 の収入及び支出を記載し、補助金の使途を明らかにしておかなければならない。
 - 2 補助事業者は、前項の収入及び支出について、その支出内容の証拠書類又は証 拠物を整備して同項の帳簿とともに補助事業の完了の日の属する年度の翌年度か ら起算して5年間整備保管しなければならない。
 - 3 前2項の規定に基づき作成、整備及び保管すべき帳簿、証拠書類及び証拠物の うち、電磁的記録により作成、整備及び保管が可能なものは、電磁的記録による ことができる。

(間接補助金交付の際付すべき条件等)

- 第25 補助事業者は、事業実施主体に補助金を交付するときは、本要綱第6、第12、 第13、第15から第18まで、第20及び第22から第24までの規定に準ずる条件並びに 適正化法、適正化法施行令、交付規則及び本要綱に従うべきという条件を付さな ければならない。
 - 2 補助事業者は、間接補助事業に関して、事業実施主体から補助金の返還又は返納を受けた場合は、当該補助金の国庫補助金相当額を国に返還しなければならない。

(指導推進等)

- 第26 国は、補助事業の効率的かつ効果的な推進を図るため、補助事業者に対し、必要な指導又は助言を行うものとする。
 - 2 補助事業者は、補助事業の効果的かつ適正な推進を図るため、市町村及び農業 団体等関係機関との密接な連携による推進体制の整備を図り、補助事業の推進指 導に当たるものとする。

(委任)

第27 補助事業の実施については、本要綱に定めるもののほか、農産局長が別に定めるところによる。

附則

- 1 この通知は、令和5年3月31日から施行する。
- 2 この通知の施行に伴い、稲作農業の体質強化に向けた超低コスト産地育成事業 補助金交付等要綱(令和4年4月5日付け3農産第3727号農林水産事務次官依命 通知)は廃止する。
- 3 2による廃止前の稲作農業の体質強化に向けた超低コスト産地育成事業補助金 交付等要綱に基づく事業については、なお従前の例による。

附則

1 この通知は、令和6年4月1日から施行する。

別表 (第4から第6まで、第8及び第16関係)

区分	経費	補助率	補助事業者	事業実施主体	交付決定者	重要な変更
1 米の超低コス	本要綱第4第1号	定額(上限840	都道府県農業再生協議会	農業者や農業者団	地方農政局長等	事業内容の変更
ト生産支援	アに基づき行う事	万円/コンソー	(経営所得安定対策等推	体、地方自治体(都		1 事業実施主体の変更
(1)米の超低コ	業に要する経費	シアム)	進実施要綱(平成27年4	道府県、市町村)等		2 事業の中止又は廃止
スト産地化に			月9日付26経営第3569号	により構成されたコ		3 国庫補助金の増又は
向けた取組へ			農林水産事務次官依命通	ンソーシアム		総事業費の30%を超え
の補助			知) 第2の1の(2) に			る増
			定める都道府県農業再生			4 総事業費の30%を超
			協議会をいう。)			える減
(2)推進事務へ	本要綱第4第1号	定額				5 事業実施主体ごとの
の補助	イに基づき行う事					国庫補助金の増
	業に要する経費					6 事業実施主体ごとの
						30%を超える国庫補助
(3) 成果普及活	本要綱第4第1号	 定額				金の減
動への補助	ウに基づき行う事	/C #/				
250 17 1111-73	業に要する経費					
	水でダブで紅菜					
2 米の付加価値	本要綱第4第2号	定額	民間団体等(民間事業		大臣	事業内容の変更
向上・流通合理	に基づき行う事業		者、公益社団法人、公益			1 事業の中止又は廃止
化支援	に要する経費		財団法人、一般社団法			2 国庫補助金の増又は
			人、一般財団法人、特定			総事業費の30%を超え
			非営利活動法人、事業協			る増
			同組合、企業組合、商工			3 総事業費の30%を超
			業者の組織する団体、農			える減

	林漁業者の組織する団		
	体、独立行政法人、認可		
	法人、特殊法人、学校法		
	人及び協議会をいう。)		

別記様式第1号(第8関係)

令和○年度 稲作農業の体質強化総合対策事業補助金 (○○支援) 交付申請書

> 番 号 年 月 日

農林水産大臣 殿

○○農政局長 殿

、 北海道にあっては北海道農政事務所長 沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長

> 所 在 地 団 体 名 代表者名

下記のとおり事業を実施したいので、稲作農業の体質強化総合対策事業補助金交付等要綱(令和5年3月31日付け4農産第5422号農林水産事務次官依命通知)第8の規定に基づき、〇〇〇円の交付を申請する。

- 1 事業の目的
- 2 事業の内容及び計画
- 3 経費の配分及び負担区分

_	/LJC - HE/7//CO / (11111/1)					
		補助事業に	負担	区分		
	区 分	要する経費	国庫補助金	その他	補助率	備考
		(A+B)	(A)	(B)		
Ī		円	円	円		
L						
	合 計					

- (注1) 「区分」の欄は、別表の区分の欄に掲げる事項ごとに記載すること。
- (注2)「備考」の欄には、仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「減額した金額」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入すること。「該当なし」の場合は、以下のうち該当するものにチェックを入れること。
 - □ 免税事業者
 - □ 簡易課税制度の適用を受ける者

□ 地方公共団体の一般云語		地方公共団体の-	一般会計	H
---------------	--	----------	------	---

- □ 地方公共団体の特別会計、消費税法(昭和63年法律第108号)別表第三に掲げる 法人(公共法人、公益法人等)又は人格のない社団・財団であって、当該事業年度に おける補助金等の特定収入割合が5%超となることが確実に見込まれるもの
- 4 事業の完了予定年月日

○○年○○月○○日

5 収支予算

(1) 収入の部

区分	本年度予算額	前年度予算額	比 較	備	考	
	个十尺丁异识	刊十尺丁异识	増	減)/HI	~
 1 国庫補助金 2 その他 	田	円	円	円		
合 計						

(2) 支出の部

区分	本年度予算額	前年度予算額	比 較	備考	
	个十尺	刊十尺丁异识	増	減	in ?
	円	円	円	円	
合 計					

⁽注) 「区分」の欄は、別表の区分の欄に掲げる事項ごとに記載すること。

6 添付書類

事業実施計画書を添付すること。

別記様式第2号(第12関係)

契約に係る指名停止等に関する申立書

年 月 日

〔補助事業者(事業実施主体)〕 殿

所 在 地 商号又は名称 代 表 者

当社は、貴殿発注の○○契約の競争参加又は申込みに当たって、当該契約の履行地域について、現在、農林水産省の機関から○○契約に係る指名停止の措置を受けていないことを申し立てます。

また、この申立てが虚偽であることにより当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立 てません。

- (注) 1 ○○には、「工事請負」、「物品・役務」のいずれかを記載すること。
 - 2 この申立書において、農林水産省の機関とは、本省内局及び外局、施設等機関、地方支分 部局並びに農林水産技術会議事務局筑波産学連携支援センターをいう。

ただし、北海道にあっては国土交通省北海道開発局、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事 務局を含む。

3 「指名停止の措置等」の「等」は、公正取引委員会から、私的独占の禁止及び公正取引の 確保に関する法律(昭和22年法律第54号)に基づく排除措置命令又は課徴金納付命令を受 けた場合であって、その命令の同一事案において他者が農林水産省の機関から履行地域にお ける指名停止措置を受けた場合の当該公正取引委員会からの命令をいう。

なお、当該命令を受けた日から、他者が受けた指名停止の期間を考慮した妥当な期間を経 過した場合は、この限りでない。

別記様式第3号(第15関係)

令和○年度 稲作農業の体質強化総合対策事業補助金(○○支援) 変更等承認申請書

番 号 年 月 日

農林水産大臣 殿

○○農政局長 殿

(北海道にあっては北海道農政事務所長沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長

所在地 団体名 代表者

令和〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって補助金の交付決定通知のあった事業について、下記のとおり〇〇(注1)したいので、稲作農業の体質強化総合対策事業補助金交付等要綱(令和5年3月31日付け4農産第5422号農林水産事務次官依命通知)第15の規定に基づき申請する。

記(注2)

- (注) 1 〇〇については、変更の場合は「変更」、中止の場合は「中止」、廃止の場合は「廃止」 とする。
 - 2 記の記載要領は、別記様式第1号の記の様式に準ずるものとする。この場合において、同様式中「事業の目的」を「変更の理由」(中止の場合は「中止の理由」、廃止の場合は「廃止の理由」)と置き換え、補助金の交付決定により通知された事業の内容及び経費の配分と変更後(中止の場合は中止後、廃止の場合は廃止後)の事業の内容及び経費の配分を容易に比較対照できるように変更部分(中止の場合は中止部分、廃止の場合は廃止部分)を二段書きとし、変更前(中止の場合は中止前、廃止の場合は廃止前)を括弧書で上段に記載すること。
 - 3 事業実施計画書の添付書類については、交付申請書に添付したもののうち、変更があった ものに限り添付すること(交付申請時以降変更のない場合は省略できる。)。

なお、ウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトの URL を記載することにより当該書類の添付を省略することができる。

別記様式第4号(第17関係)

令和○年度 稲作農業の体質強化総合対策事業補助金(○○支援) 遅延届出書

> 番 号 年 月 日

農林水産大臣 殿

○○農政局長 殿

、 北海道にあっては北海道農政事務所長 沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長

> 所在地 団体名 代表者

令和〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって補助金の交付決定通知のあった事業について、下記の理由により(予定の期間内に完了しない/遂行が困難となった)ため、稲作農業の体質強化総合対策事業補助金交付等要綱(令和5年3月31日付け4農産第5422号農林水産事務次官依命通知)第17の規定に基づき届け出る。

- 1 補助事業が(予定の期間内に完了しない/遂行が困難となった)理由
- 2 補助事業の遂行状況

		Ę	事業の遂	行 状	況		
		○年○月	月〇日までに	〇年〇月	月○日以降に		
区 分	総事業費	完了	したもの	実施	するもの	備	考
		事業費	出来高比率	事業費	事業完了 予定年月日		
	円	円	%	円			

- (注) 1 括弧内は、該当するものを記載すること。
 - 2 「区分」の欄は、別表の区分の欄に掲げる事項ごとに記載すること。
 - 3 「事業費」の欄には、事業の出来高を金額に換算した額を記載すること。
 - 4 補助事業の遂行状況は、届出時点において確認されている直近の遂行状況を記載することとし、「〇年〇月〇日以降に実施するもの」の欄は、完了時期を延期して事業を継続したい場合のみ記載すること。

別記様式第5号(第18関係)

令和○年度 稲作農業の体質強化総合対策事業補助金 (○○支援) 遂行状況報告書

番号年月

農林水産大臣 殿

○○農政局長 殿

北海道にあっては北海道農政事務所長 沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長

所在地名代表者

令和〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって補助金の交付決定通知のあった事業について、稲作農業の体質強化総合対策事業補助金交付等要綱(令和5年3月31日付け4農産第5422号農林水産事務次官依命通知)第18の規定に基づき、その遂行状況を下記のとおり報告する。

		Ξ	事業の遂	行 状	況		
		○年○月	○日までに	〇年〇月	月○日以降に		
区 分	総事業費	完了	したもの	実施	するもの	備	考
		事業費	出来高比率	事業費	事業完了		
		尹未浿	山木同儿平	尹未須	予定年月日		
	円	円	%	円			

- (注1) 「区分」の欄は、別表の区分の欄に掲げる事項ごとに記載すること。
- (注2) 「事業費」の欄には、事業の出来高を金額に換算した額を記載すること。

別記様式第6号(第19関係)

令和○年度 稲作農業の体質強化総合対策事業補助金 (○○支援) 概算払請求書

番 号 年 月 日

農林水産大臣 殿

○○農政局長 殿

北海道にあっては北海道農政事務所長沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長

官署支出官 ○○ 殿 (第19第1項に定める官署支出官名を記入)

> 所在地 日本名 代表者

令和〇年〇月〇日付け〇第〇号で補助金の交付決定の通知のあった事業について、稲作農業の体質強化総合対策事業補助金交付等要綱(令和5年3月31日付け4農産第5422号農林水産事務次官依命通知)第19の規定に基づき、概算払の請求をしたいので、下記により金〇〇〇円を概算払によって交付されたく請求します。

(また、併せて、令和○年○月○日現在における遂行状況を下記のとおり報告する。)

F /\	沙古光 弗	国庫	既受領額	頁 (B)	遂行状況報告	今回請	家額(C)	残 (A) - (額 (B)+(C))	事業完了	/# *
区分	総事業費	補助金 (A)	金 額	出来高	○月○日現在の 出来高	金額	○月○日現在の 予定出来高	金額	○月○日までの 予定出来高		備考
	PI	Ħ	円	%	%	円	%	円	%		

- (注1) 「区分」の欄は、別表の区分の欄に掲げる経費ごとに記載すること。
- (注2) 括弧内は、第18第1項ただし書による場合のみ記載することとし、記載しない場合は表中の「遂行状況報告」欄は空欄とすること。

別記様式第7号(第20第1項関係)

令和○年度 稲作農業の体質強化総合対策事業補助金(○○支援) 実績報告書

> 番 号 年 月 日

農林水産大臣 殿

○○農政局長 殿

北海道にあっては北海道農政事務所長沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長

所在地 日 代表者

令和〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって補助金の交付決定通知のあった事業について、交付決定通知の内容に従い実施したので、稲作農業の体質強化総合対策事業補助金交付等要綱(令和5年3月31日付け4農産第5422号農林水産事務次官依命通知)第20第1項の規定により、その実績を報告する。

(また、併せて精算額として稲作農業の体質強化総合対策事業補助金○○○円の交付を請求する。)

記

- (注) 1 括弧内は、実績報告と同時に補助金の交付を請求する場合に記載すること。
 - 2 記の記載様式は、別記様式第1号に準ずるものとする。
 - 3 事業の実績が、交付申請の内容と同様のときは、「なお、事業の実績内容等は、交付申請の内容と同様であった。」(事業実施主体に対し間接補助金を交付している場合は、「なお、事業の実績内容等は、交付申請の内容と同様であり、令和〇年〇月〇日に交付を完了した。」)旨を記の5(2)の備考欄に加筆し、事業実施計画書の添付は省略すること。
 - 4 添付書類については、支払経費ごとの内訳を記載した資料、帳簿等の写し及び領収書等の写しを添付し、経費以外のものは、補助金交付申請書又は変更等承認申請書に添付したもののうち、変更があったものに限り添付すること(経費以外のものについては、申請時以降変更のない場合は省略できる。)。

なお、ウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトの URL を記載することにより当該書類の添付を省略することができる。

別記様式第8号(第20第2項関係)

令和○年度 稲作農業の体質強化総合対策事業補助金(○○支援) 年度終了実績報告書

番 号 年 月 日

農林水産大臣 殿

○○農政局長 殿

北海道にあっては北海道農政事務所長沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長

所在地 田 本名 代表者

令和〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって補助金の交付決定通知のあった事業について、稲作農業の体質強化総合対策事業補助金交付等要綱(令和5年3月31日付け4農産第5422号農林水産事務次官依命通知)第20第2項の規定により、その実績を報告する。

記

補助事業の実施状況

		交付決定の内容		年度内実績		翌年度実施		
区	分	補助事業	国庫	(A) のうち	概算払	(A) のうち	翌年度	完了予定
		に要する	補助金	年度内支出	受入済額	未支出額	繰越額	年月日
		経費(A)		済額				
		円	円	円	円	円	円	
翌年度繰越	这分							
0000								
0000								
年度内完了	分							
0000								
合	計							

- (注1) 本様式は、年度内に補助事業が完了しなかった場合に提出するものとする(翌年度繰越を 行った場合のほか、国庫債務負担行為にかかる場合や、補助金額全額を概算払で受入済だが 予期せぬ事故により結果として年度内に完了しなかった場合を含む。) 交付決定の内容欄は、年度内に軽微な変更を行っている場合は、軽微な変更後の金額によ
- (注2)
- るものとし、軽微な変更前の金額を上段括弧で記載すること。 繰越に際し、交付決定に係る補助事業を年度内完了に係るものと繰越に係るものに分割した場合は、区分して記載すること。 (注3)

別記様式第9号(第20第4項関係)

令和○年度 稲作農業の体質強化総合対策事業補助金(○○支援) 消費税仕入控除税額報告書

番 号 年 月 日

農林水産大臣 殿

○○農政局長 殿

北海道にあっては北海道農政事務所長沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長

所在地団体名代表者

令和〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって交付決定通知のあった稲作農業の体質強化総合対策事業補助金交付等要綱(令和5年3月31日付け4農産第5422号農林水産事務次官依命通知)第20第4項の規定に基づき、下記のとおり報告する。

- 1 適正化法第 15 条の補助金の額の確定額 金 円 (令和○年○月○日付け○○第○○号による額の確定通知額)
 2 補助金の確定時に減額した消費税仕入控除税額 金 円
 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税 仕入控除税額 金 円
 4 補助金返還相当額 (3-2) 金 円
 - (注) 1 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること(補助事業に要した経費に係る消費税及び地方消費 税相当額の全額について、補助金相当額を補助金の額から減額する場合は、(3)の資料を除き添付不要) なお、補助事業者が法人格を有しない組合等の場合は、全ての構成員分を添付すること。
 - (1)消費税確定申告書の写し(税務署受付済のもの)

- (2) 付表 2 「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の写し
- (3) 3の金額の積算の内訳(人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳を確認できる資料も併せて提出すること)
- (4)補助事業者が消費税法(昭和63年法律第108号)第60条第4項に定める法人等である場合、同項に 規定する特定収入の割合を確認できる資料
- 2 記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については 省略できることとし、省略するに当たっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の 上、当該資料と同じ旨を記載することとする。
- 3 添付書類について、申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトの URL を記載 することにより当該資料の添付を省略することができる。
- 5 当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合、その状況を記載 [
 - (注) 消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあっては、申告予定時期も記載すること。
- 6 当該補助金に係る消費税仕入控除税額がない場合、その理由を記載 「
 - (注) 1 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。 なお、補助事業者が法人格を有しない組合等の場合は、全ての構成員分を添付すること。
 - ・免税事業者の場合は、補助事業実施年度の前々年度に係る法人税(個人事業者の場合は所得税)確定 申告書の写し(税務署受付済のもの)及び損益計算書等、売上高を確認できる資料

1

- ・新たに設立された法人であって、かつ免税事業者の場合は、設立日、事業年度、事業開始日、事業開始日における資本金又は出資金の金額が証明できる資料など、免税事業者であることを確認できる資料
- ・簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、補助事業実施年度における消費税確定申告書(簡易課税用)の写し(税務署受付済のもの)
- ・補助事業者が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料
- 2 記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分について は省略できることとし、省略するに当たっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記 載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。
- 3 添付書類について、申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトの URL を記載することにより当該資料の添付を省略することができる。